

中国税務速報

2022年3月15日

1. 国家税務総局 財政部 2022年第2号 製造業を営む中小零細企業に対する一部税金の納付延長の継続的实施に関する公告

公告の主な内容は以下の通りです。

- ① 2021年第4四半期について、一部の税金の納付期限が引き続き延長されます。具体的には、「国家税務総局 財政部 製造業中小零細企業の2021年第4四半期の一部税金の納付延長に関する公告」(2021年第30号)に規定された、製造業中小零細企業の2021年第4四半期の一部の税金の納付期限が、6ヶ月延長されることとなります。
- ② 2022年第1四半期、第2四半期の一部の税金の納付延長について、本公告に規定される条件に合致する製造業を営む中小零細企業については、法律に基づいて納税申告を行った後、中型企業は本公告に規定された各税金額の50%を納付延長することができ、零細企業は本公告に規定されたすべての税金の納付延長を申請することができ、納付期限が6ヶ月延長されることとなります。期限終了後は、納税者は法に基づいて相応の月数のまたは四半期の税金を納める必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5173058/content.html>

2. 国家税務総局公告 2022年第10号 零細企業「6税2費」控除の更なる実施に関する公告

公告の主な内容は以下の通りです。

- ① 省、自治区、直轄市人民政府はそれぞれの地区の実際の状況や管理状況の必要に応じて、増値税小規模納税者、小型薄利企業、個人事業主に対し50%の税額限度内で資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税は含まない)、耕地占用税と教育費付加、地方教育付加の減免を行うことができます。
- ② 増値税小規模納税者、小型薄利企業、個人事業主が資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、耕地占用税、教育費付加、地方教育付加について、他の優遇政策をすでに受けた場合であっても、本公告第1条に規定された優遇政策については同時に適用を受けることができます。
- ③ 本公告の実施期間は2022年1月1日から2024年12月31日までとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n364/c5173254/content.html>

3. 「財務部 国家税務総局公告 2022年第11号」サービス業界への支援となる増値税政策の公告

- ① 「財政部 税務総局 税関総署 増値税改革の深化に関する政策の公告」(財政部税務総局税関総署公告2019年39号)第7条と「財政部 税務総局 生活関連サービス業に係る増値税加算控除政策の明確化に関する公告」(財政部税務総局公告2019年87号)で規定された生産関連、生活関連サービス業に係る増値税加算控除政策は、2022年12月31日まで延長されます。
- ② 2022年1月1日から2022年12月31日まで、航空と鉄道輸送企業の支店に係る増値税の予定納税は一時停止とします。2022年2月の納税申告期間から公告の公布日までに予定納税された増値税についても還付するものとします。
- ③ 2022年1月1日から2022年12月31日まで、納税者に公共交通運輸サービスを提供し取得した収入に対しては、増値税を免除するものとします。公共交通運輸サービスの具体的な

範囲は、「営業税の増値税への改定に関する事項の規定」(財税〔2016〕36号)に従います。上記の規定に従って免除となる税金が、本公告公布前にすでに徴収された場合、納税者のはちに納付すべき増値税と相殺するか、税金の還付申請が可能です。すでに利用者に増値税専用発票を発行した場合、専用発票を回収してから免税手続を行うことが可能となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/e5173293/content.html>

4. 財政部 国家税務総局 2022 年第 12 号 中小零細企業の設備器具に係る所得税加算控除政策に関する公告

- ① 中小零細企業が 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日において新規購入した設備器具の単価が 500 万元以上である場合、単価の一定割合で企業所得税申告の際に加算控除（損金算入）することが可能です。特に、企業所得税法施行条例により、設備器具の耐用年数が 3 年の場合、単価の 100%を一括して当年度に加算控除することができます。耐用年数が 4 年・5 年・10 年の場合、単価の 50%について一括して当年度に加算控除することができ、残りの 50%については規定に従って残余期間にわたり減価償却額を計算して損金算入を行うものとします。

上記の優遇を受けた結果、当年度に赤字となる場合、当該損金は将来 5 年にわたって繰越することができます。また、他の損失繰越延長政策を適用する企業であっても本規定に従うことができます。

- ② 公告でいう中小零細企業とは、国家が制限または禁止する業界に従事せず、かつ以下の条件を満たす企業を指します。
- 情報輸送業、建築業、賃貸業、ビジネスサービス業：従業員 2000 人以下、または営業収入 10 億元以下、または資産総額 12 億元以下
 - 不動産開発運営：営業収入 20 億元以下、または資産総額 1 億元以下
 - その他の業界：従業員 1000 人以下または営業収入 4 億元以下
- ③ 本公告でいう設備、器具とは、家屋、建物以外の固定資産を指します。従業員人数には、企業と労働関係を締結した従業員と企業が受けた労務派遣の労働者が含まれます。
- ④ 中小零細企業は四半期(月)ごとの予定申告時に上記の優遇税制の適用を受けることができます。本公告の公布前に企業が 2022 年に購入した設備、器具についても、本公告公布後の予定申告または確定申告を行う際に適用を受けることができます。
- ⑤ 中小零細企業は自身の生産運営の必要に応じて自ら選択し上述の優遇税制の適用を受けることが可能です。当年度に優遇税制の適用を受けないことを選択する場合、次年度以降も適用を受けることはできません。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/e5173285/content.html>